

平成25年度 【 学園研究費助成金< B > 】 研究成果報告書

学部名 現代マネジメント学部

フリガナ マチダ ヨリコ
氏名 町田 余理子

研究期間 平成25年度

研究課題名 将来債権の差押えの可否ー将来債権譲渡に関する問題との比較に向けてー

研究組織

	氏名	学部	職位
研究代表者	町田 余理子	現代マネジメント学部	講師
研究分担者			
研究分担者			

1. 本研究開始の背景や目的等 (200字～300字程度で記述)

従来までは、中小企業等が在庫商品や今後発生する予定の売掛債権を担保にして、銀行から融資を得る制度である「流動集合動産譲渡担保」や、「将来債権譲渡担保」（以下、「集合物担保」という）に関する研究を行ってきた。これらの研究を進めていくと、将来債権の差押えに関する問題が浮かび上がってきた。国家権力によって私人の事実上・法律上の処分を禁止し、確保する「差押え」と、契約によって債権をその同一性を変えずに債権者の意思によって他人に移転させる「債権譲渡」を分析し、明らかにすることによって、集合物担保の意義を再確認し、集合物担保を用いる中小企業等の発展の一助となると考え、研究を進めたいと考えた次第である。

2. 研究方法等 (300字程度で記述)

将来債権の差押えの可否については、被差押債権を「給料債権・継続的給付債権」の場合と、「その他の将来債権」の場合とに分け、さらに後者については「一回限りの単発的な将来債権」の場合と、「反復する取引から生じる債権」の場合とに分け、判例・裁判例の動向、学説の状況を分析した。その上で、差押えの効力が認められる基準の違いを明確にし、最後に、将来債権譲渡と差押えが競合する場合を想定し、問題を提起した。

それと同時に、将来債権譲渡（担保）に関する判例・裁判例、学説の整理を行い、これらにまつわる問題点を指摘し、さらに「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」が明文化しようとしている事項について、検討を行った。

3. 研究成果の概要 (600字～800字程度で記述)

【将来債権の差押えの可否について】

給料債権・継続的給付債権については、民事執行法 151 条に規定がなされ、反復する取引から生じる債権についても、基礎となる法律関係が「一応は」存在していることから、基本的には、「その発生基礎となる法律関係」「確実性」がある程度担保されていると考えられるため、差押えの効力は認められやすいと考えられる。しかし、基礎となる法律関係の「同一性」の問題や、法律関係の「終了」の問題、さらに、将来債権の場合には存在しない、将来債権の存続期間等の問題が残っている。

その他の将来債権についての判例および裁判例については、「その発生基礎となる法律関係」「近い将来性」「確実性」「財産的価値」がある場合—「債権者のチャンスと第三債務者の迷惑との間の利益衡量」とする、「中野基準」がかなり考慮されていると考えられ、特に、預金債権については、「債権者のチャンスと第三債務者の迷惑との間の利益衡量」を考慮し、原則は、差押えの効力が否定されている。しかし、近い将来、第三債務者が差押債権を容易に把握できるようなシステムが構築された場合や、預金債権が犯罪等で用いられていると考えられる場合は、例外的に差押えを認める等、柔軟な対応が必要になってくると考えられる。

【将来債権譲渡に関する問題】

「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」では、これまでの判例・学説の議論を踏まえたうえで、将来債権譲渡に関する規定の提案がなされていると考えられる。しかし、譲渡人、譲受人、債務者との関係性についてはさらに慎重な議論が必要であると考えられる。具体的には、①債務者と譲受人が結託をして譲受人を害した場合（結果的に害する場合）、②譲受人が対抗要件を包括的に備えたことによって、債務者や他の一般債権者を害する場合等、を想定して検討を行う必要があると考えられる。

4. キーワード (本研究のキーワードを1以上8以内で記載)

①将来債権	②差押え	③債権譲渡	④預金債権
⑤集合物担保	⑥	⑦	⑧

5. 研究成果及び今後の展望 (公開した研究成果、今後の研究成果公開予定・方法等について記載すること。既に公開したものについては次の通り記載すること。著書は、著者名、書名、頁数、発行年月日、出版社名を記載。論文は、著者名、題名、掲載誌名、発行年、巻・号・頁を記載。学会発表は発表者名、発表標題、学会名、発表年月日を記載。著者名、発表者名が多い場合には主な者を記載し、他〇名等で省略可。発表数が多い場合には代表的なもの数件を記載。)

【論文】

町田余理子「将来債権の差押えの可否」梶山女学園大学研究論集 2014 年 45 号 (予定)

町田余理子「将来債権譲渡における諸問題—「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対する一考察—」社会とマネジメント 2014 年 11 巻 (予定)

【判例評釈】

町田余理子「将来債権の差押えの可否—差押命令送達日から1年間に入金された普通預金債権—」法律時報 2013 年 85 巻 13 号 383-386 頁

【研究会発表】

町田余理子「将来債権の差押えの可否—差押命令送達日から1年間に入金された普通預金債権—」末川民事法研究会 6 月例会、2013 年 6 月 23 日